

衆議院第一九十二回帝國議會院昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)

委員會議錄(速記)第八回

C1
1-k

といふ状態でござりまするので、一應これらの法律案が憲法改正に伴いまするところの當然の改正であるという點に重きをおきまして、原案をこのまゝ業特別會計法案につきましては、以下申し述べまするごとき附帶條件を附して原案に賛成いたしたいと存じます。

喜びをもつてこの法律案を迎えます。だがしかしながら現下のわが國森林生産物の需給の關係、及び長い戦争中ににおけるわが國森林の荒廢の状況等を静かに考えてみました場合におきましては、この國有林野事業會計にもし餘裕金がありました場合に、それを一般會計等に繰入れるということは、絶対に避けねばならないことであると存じます。すなわち單に國有林野の事業を整備するということだけではなくて、日本全體の森林行政の整備擴充をはかるために、國有林野事業の經營によつて生じました餘裕がかりにありました場合には、それを全面的に放出しなければならない責任が政府にあると私どもは存じます。戦争中の過伐濫伐によりまして、荒廢に歸しておりますところの無立木伐採跡地に對する造林の問題、さらにはまた過日來の質問應答によつて明らかにされましたごとく、樹木養成事業の今日におけるところの状況等々を考えてみるとすると國有林といふ惠まれたるところの資源を獨占いたしておられます國家が、この國有林の事業から生れてまいりますところの果實を、たゞ單に國の一般會計に繰入れることによつて、いかにも國有林事業の優越性を誇るがごとき考え方であつてはならないと思います。殊に國有林所在地元におきましては、それが國有林でありますことのために、課稅の對象となりませず、あるいは山火事その他の場合におけるところの地元の協力といふものは、何らの得るところなくして、多くの協力を國家に對して與えなければなりません。殊に御料林が國有に編入されまする結果は八百萬町歩といふ大きな面積に相なりますので、こ

の所在地元と國との關係におきましては、從來より一層緊密なものがなけれ
ば、とうてい國有林の事業の經營とい
うものは圓滑にまらないと私は考え
ます。こういう意味合におきまして、
この膨大な會計の中から僅かに五百六
十萬圓くらいしか地元の町村もしくは
府縣等に交付をしないといふことは、
これはなんと申しましても間違つてお
ることであらうと存じます。八百萬町
歩の國有林面積に對して五百六十萬圓
といふことになりますと一町歩に對し
てどれだけの金額になりますか、わ
ざか一町歩一圓に足りないということ
になる。さよななことで萬が一山火事
があつたとか、萬が一荒廢があつたと
かいう場合に地元の協力を求めるとい
うこととはまさに不整合の話だと私は
思ふ。しかもこの國有林はいわゆる所
在地元都道府縣及び市町村に對する財
政的な一つの壓迫ともなつておる場合
が少くありません。こういう意味にお
きまして、これらの所在地元への交付
金あるいは森林全體の輸送路の擴充、
林業試驗事業の擴充乃至は森林文化の
建設及び林業一般勞務者の福利施設の
向上といったよなことに、こゝしば
らく日本の森林生産物の靈給の關係が
一應バランスがとれまして、國家が必
ずしもさように國有林以外のものに對
するところの考え方をしなくてもよろし
いといふ時期がまいりますまでは、私
は本會計によりますところの餘裕金は
日本全體の森林行政の擴充と整備のた
めに積極的にこれを放出するといふ態
度を政府がとるべきであるといふこと
を確信するものであります。そうして
それは結局においては單に森林行政の
問題のみではなく、現下の日本が直面

存するのでございます。こういう意味合におきましてこの附帯決議を附しまして國有林野事業特別會計法案に對して賛成をするものであります。

○大谷委員長 丸山君。
○丸山委員 私は國民協同黨を代表して本案に賛成の意を表するものであります。前者も言われましたごとく、新憲法の實施に當つて緊急を要する本法案でありますから本案に對して全面的に賛成の意を表します。

○大谷委員長 討論は終りました。これより社會黨提案の國有林野事業特別會計法案に對する附帶決議案に對して採決をいたします。右附帶決議案に賛成の諸君は起立を願います。

〔總員起立〕

○大谷委員長 起立總員、よつて本附帶決議案は可決いたしました。

これより原案に對する採決をいたします。各案とも原案に賛成の諸君は起立を願います。

○大谷委員長 起立總員、よつて各案はいづれも原案通り可決いたしましたが、國有林野事業特別會計法案の附帶決議は、これを附けまして可決いたします。

引續き二十二日本委員會に付託されました昭和二十年度第一豫備金支出の件、昭和二十年度緊急對策費第一豫備金支出の件、昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件、昭和二十年度第一豫備金支出の件、昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件、臨時軍事費特別會計第二豫備金支出の件、臨

時軍事費特別会計豫備費ほか豫備超過支出の件、右承諾を求むる件を議題といたします。政府の説明を求めます。

○北村政府委員　たゞいま議題と相なりました昭和二十年度第一豫備金支出の件はか事後承諾を求むる件七件に關するので、この際改めて御説明を簡単に申し上げたいと存じます。昭和二十年度一般會計第一豫備金の豫算額は二億圓でありまして、會計規則等戰時特例第三十二條の二によりましてこの全額を豫算超過支出に充當いたしました。今そのおもなる事項を擧げますれば、内務省所管に屬する警察費連帶支旅費四百八十餘萬圓、臨時家族手當千十餘萬圓、司法省所管に屬する臨時家族手當三百七十餘萬圓、文部省所管に屬する義務教育費國庫負擔金七千餘萬圓、青年學校教員費補助六百七十餘萬圓、教員臨時手當補助千五百五十餘萬圓、臨時家族手當六百四十餘萬圓。厚生省所管に屬する傳染病預防及檢疫諸費二百五十餘萬圓。農林省所管に屬する臨時家族手當三百九十餘萬圓、勤續手當三百三十餘萬圓。運輸省所管に屬する臨時家族手當三百五十餘萬圓等であります。

次に昭和二十年度一般會計緊急對策費第一豫備金の豫算額は貳拾億圓であります。今までの内務省に屬する戦時住區整備費、補助に要する經費千六百六十餘萬圓であります。

横穴式防空地下施設費補助費を要する経費五千四百萬圓、戦災者其の他の就農対策を要する経費四千五百十餘萬圓、大藏省所管に属する住宅供給應急施設を要する経費四千七百七十餘萬圓、戦災財務復舊に要する経費五百十餘萬圓、簡易住宅建設及び罹災上下水道の應急復舊に要する経費九千四百七十餘萬圓、損害保険中央會、補助及び生命保険會社損失補償に要する経費五百萬圓、各廳廳舍戦災復舊等に要する経費一千四百九十萬餘圓、生命保險中央會損失補助に要する経費三千七十余萬圓。次に司法省所管に属する分、司法本省及び各廳廳舍戦災復舊等に要する経費千六百四十餘萬圓、都道府縣及び戦災救援護會補助に要する経費五千三十餘萬圓、戰時災害保護費八億圓。次に農林省所管に屬するもの、戦災者その他就農対策に要する経費九千三百二十餘萬圓。運輸省所管に属するもの、歸還輸送に要する経費四億二千四百九十五餘萬圓等であります。

求めますることのが困難の状況にありますので、右諸特別會計の昭和二十一年度歳入歳出決算とともに、當分の間これを延期いたしたいと考えます。

次に昭和二十一年度各特別會計豫算費豫算の總額は三億九百五十餘萬圓でございまして、うち各費途に充用いたしました金額は、食糧管理及び帝國鐵道の二特別會計でございまして、合計一億二千二十餘萬圓となつておるのでございます。

次に昭和二十一年度一般會計改定豫算における當初の第二豫備金豫算額は六億圓であります。もつともこの金額は今期帝國議會に提出しておりまする追加豫算案において四億七千萬圓に減額することとしております。しかして昭和二十一年十月二十三日より同年十一月二十二日までの間に於いて、これを豫算外に生じました必要な費途に充用いたしました金額は、四億五千七百九十一餘萬圓でありますて、そのおもなる事項を申し上げますと、内務省所管に屬するものとして、道路調査費三百八十餘萬圓、測地基準點調査及び復舊費三百三十餘萬圓、警察電話災害復舊諸費四百十餘萬圓、資格審査諸費三百五十餘萬圓、臨時勤労對策諸費一千四十餘萬圓、臨時事務費補足千七百六十餘萬圓、臨時勞働對策諸費三百餘萬圓、地方職員費補助、補足千七百六十餘萬圓であります。大藏省所管に屬する分は、大藏本省分室用建物その他買收費三千五百萬圓、地代家賃統制諸費三百九十餘萬圓、小額紙幣製造費の補足千三十餘萬圓、通貨安定對策諸費七百二十餘萬圓、人口動態調查改善諸費千三百餘萬圓、文部省所管に屬するものは、演習林臨時諸費六百九十余萬圓。厚生省所管に屬するもの、臨時豫防對

策諸費七千三百六十余萬圓。農林省所管に屬するもの、開拓營農資金融通補助四千五百萬圓、まゆ検定施設整備費補助五百八十余萬圓、水產試驗船その他建造及び修繕費三百七十萬圓、種畜牧場事業費補足七百七十余萬圓、試驗研究機關事業費補足七百三十余萬圓。商工省所管に屬するもの、臨時商工行政諸費二千七十余萬圓、特許標准局建物その他復舊費三百八十余萬圓、國產原油價格調整補給金二千五百三十萬圓、金屬回收株式會社補助千萬圓、石炭增產對策諸費二千七百六十萬圓。次に運輸省所管に屬する分、航路標識その他緊急整備費五百五十余萬圓、臨時海軍事務處理費七百五十万余圓、船員臨時補修教育費四百五十萬余圓等であります。

次に昭和二十一年度各特別會計改定豫算第三豫備金の豫算額は三千八百余萬圓でありますて、うち豫算外の費途方に充用いたしました金額は、專賣局特別會計におきまして、專賣局機構整備費といたしまして、百八十萬余圓であります。

次に臨時軍事費特別會計は、御承知のごとく、昭和十二年法律第八十五號をもつて設置され、戰爭の終局までを一會計年度といたしまして、特別に整理されてまいりましたところ、昭和二十一年勅令第百十號によりまして昭和二十一年二月二十八日をもつてその年度を終結されましたのであります。その間、第七十二回帝國議會において成立いたしました豫算額に對し、第八十六回帝國議會までに十二回の追加豫算が

成立いたし、それに本會計設置當時に
おいて一般會計から移し整理いたしました
した額を加えまして、豫算總額は二千
二百九十九億三千五百餘萬圓に達しまし
た。しかしてそのうち豫備費豫算額は
五百十億八千萬圓でありまして、戰局
の推移に伴いまして、臨時軍事費の支
出が多く、その豫算に不足を生じまし
たために補充いたしました額は、昭和
十二年十月三十日から昭和二十年十二
月一日までの間におきまして、三十二
回にわたり三百四十、五億二千八百餘萬
圓であります。その所管別の内訳は
大藏省所管において五億四千七百萬圓
圓。元陸軍省所管において百五十九億
七千百餘萬圓。元海軍省所管において
百二十九億八千九百餘萬圓。元軍需省
所管において五十億三千三百餘萬圓とな
つております。

○氏原委員 大蔵省の方がお見えになつておられまする機會に、一、二お尋ね申し上げたいと思います。
まず第一に臨時軍事費特別會計豫算費支出の件でございますが、たゞいま承諾をお求めになつております分は、大體昭和二十年九月、十月、十二月ごろまでのいわゆる豫備金支出でござりまするが、この臨時軍事費の決算と、うものは一體、たとえば比島派遣軍、あるいは南海派遣軍、各派遣軍の決算といつたようなもののすべてが終了いたします時期は、一體いつ頃になるのでございましようか。それからまた、これらのが現地部隊等においては經理等の書類を全部終戦の際に焼却したとうであります。そういうことになりまして、これらが完全な決算はできないのではないかということが考えられるのでありまするが、一體臨時軍事費につきましては、陸海軍その他各省關係の部分は、どの程度の時期において決算が完了することになりますか、もしありますと、この二つについてまずお伺いしたいと思います。

それからたゞいま承諾を求める所であります豫備費の支出以外に、なおまだ豫備費の支出を求める分が後に残っているのであるからどうか、もありましたら、その點を第一に伺いたいと思います。

それからたゞいま承諾を求める所であります豫備費の支出以外に、なおまだ豫備費の支出を求める分が後に残っているのであるからどうか、ありますと、この二つについてまずお伺いしたいと思います。

○河野政府委員 便宜上後の御質問ならお答え申し上げた方がよいかと思ひます。たゞいま政務次官が大體御説明になりましたのでありますか、ちょっとお申します。この八件の豫備費の支出を申し上げておいた方がわかりよいと思うのでありますか、お手もとに三

豫備費には大體三つの種類がござります。御承知のように、豫備費には普通にある豫備費でありますと、そのほかにこゝに出ております緊急策費第一豫備金といふのがあるわけあります。第一豫備金と申しますは、豫算の超過支出に當るものであります。豫算の積算の一になつて、豫算の鐵道とか通信とかいうところであつた數量の増加あるいは單價の騰貴によつて金が足りなくなつた場合には豫備金が出せる。豫備費は特別會計の鐵道とか通信とかいうところですが、そこでは事業の量の増加を他避ぐべからざる事情に基いて豫備金が出ることになつております。そこで二十年度分といだしましては、一會計におきましては、第一豫備金と急對策費、第一豫備費は特別會計にして第一豫備金と豫備費、こう四つわかれておるわけであります。それから特別會計の第二豫備金についても既に承諾をおねがひであります。従いまして二年一度分につきましては、もう既にこれをもしまして全部御承諾をえてしめられております。

それから二冊目の分は、二十一年度の第二豫備金は、今回の議會に提出に相なつておりますが、二十一年度の冬の議會に全部決算をいたしまして御承諾をお求めすることになる、

ういゝ關係でござります。従いまして第一豫備金については、まだ支出いたしております、毎日数字が動いておりますが……。

○氏原委員　和洋第一賃金、
　　第二報酬金、一般會計
　　の關係でなしに、臨時軍事費の關係に
　　ついて伺いたいのです。
○河野政府委員　後の質問から先に申
　　上げた方がおわがりがよいと思いまし

て申し上げるのであります。案などのがく、い殘つておるかといふお尋ねであります。第一豫備金が残つておりますが、この數字は毎日動いております。たしかに四千萬圓現在残つておると思います。臨時軍事費はこゝに北支事件第一豫備金から引續いて十數回にわたつて出しあがいつてきるかということであります。が、先ほど政務次官から申し上げました通り、昨年の二月二十八日で一應その時に打切つてしまつてあるわけであります。しかし現地方面からのいろいろの書類がまいりませんので、實際にはつきりした決算はできません。それで一應そのときにおいてわかつておる數字でもつて決算をいたしまして、毎年々々經理が明らかになる分だけはその年の一般會計の決算に添して一緒に出す。こういうような建前になつております。従つてこれは今のところいろいろまで残りますが、大部分のものは今年及び明年中に済むと思ひます。が、事情によりましては全然書類その他紛失して状況のわからぬものもあるだらうと考えております。

備金について、はその年度経過中に開かれるところの議會に報告するというこになつておることは承知しておりますが、たゞいま御提案になつておりますすべての關係を一應拜見いたしましたと、まず主として、第一豫備金第二豫備金についても、どちらかと申すと、給興の改善であるとか、その他一應やむをえざる支出のごとくに私どもも了承いたします。了承いたしますが、私は會計検査院の仕事に暫く從事しておったこともござりますので、これらの問題についてはいくらか現在の會計検査院の構成と申しますか、あるいは地方の獨立官廳に對する會計検査制度の問題でありますとか、ことについて、自分が検査を受けます側のみに立つた場合と、そうして自分が會計検査の衝にあたります場合とにおいて、おのおの二つの立場かららの經驗をもつておるのであります。豫備金の支出あるいは豫備費の支出といつたような事柄だけについて考えるではなくて、全體的に考えて、特に最近におけるところの官廳の經理事務といふものについてはまことに杜撰きわまるものがあると思われます。たとえば最近議會で問題になりました遞信省の工務局に關連いたします。また經費の支出のやり方といつたようなものの以外にまた都道府縣市町村等の經理事務處理の實情をみておりますと、まことに不安に堪えられない場合が多いのであります。政府の方ではこの豫備金支出の、これは承諾を求める議案に直接關係はないのでありますけれども、今度の會計検査院法の改正であるとか、會計法の改正であるとかいうよな畫期的な國家經理事務とでも申しますか、そういう面にわかつて大きな變革が行われます場合

に是非とも國家公共團體を通じての經理の事務にあたりますものにいま少し有能の士と申しますか、専門的な知識をもつた人をそのベストにすえて經理事務の嚴正ならんことを期するということが必要ではないか。われくにこういうふうに印刷物をおまわし下さつても、別に證憑書類がついているわけでもない。はたしてこれに承諾を與え得るものであるかどうかといふことについで疑惑をもちます。疑をもちますけれども、さりとて豫備金支出に關する證憑書類を並べて内容を検討ヒろと言われましても、事實において検討できなないのであります。結局事實においてこの印刷物をこのまゝのみにするというようにしかならないのであります。一體政府のおやりになつておりますことを重箱の隅を揚子でつゝくといふわけではないのでありますけれども、實際を言ひば、私どもがこの承諾を求められた場合には、この一件ごとの支出について證憑書類を拜見をして十分な審査をしなければならない。ところが特に終戦後において各官廳の經理事務をやつておりますところで、はたしてある程度まで専門的な經理上の仕事をやつしていくことのできるといつたようなエキスパートが置かれているかといふと、これは非常に大きな疑問である。そこいろいろ／＼な問題が起るわけでありまして、私ども遞信省事件などの内容を伺つてみると、もしあの場合において經理關係の人で少し眼のあいた人がやかましく言つたならば、すぐわかるような問題があんなに大きな議會の問題にまで發展したのだといふうに考へざるを得ないのであります。が、こういう點について大藏當局は、現在の各官廳關係の經理の事務に從事

しております職員等に對して、もう少し再教育するとかあるいは配置替をするとかいうようなことについて何かお考えになつてゐる點がおありではないか。この點について一つ御意見を伺つてみたいと思います。

○北村政府委員　たゞいまの御質問はきわめてごもつとものことでありますて、御承知の通りだん／＼國家金融の經理事務が大きなものになります。國家支出が非常に大きくなるに従つて經理の構成とか整頓とか、あるいは能率化といふようなことが、今日最も急務であると私ども痛感いたしております。大藏省管内におきましても、たゞいまお話ののような再教育については相當に努力をいたしておるのであります。新しい法案が出れば、その研究會を開いて末端に至るまで眞の精神が渗透するよう、そういうふうなことは實は繰返していく／＼な意味において再教育いたしておるのであります。なお經理全體にわたる根本的な考え方とが、殊にまた財政法が今度通りますと、これに從つて經理の建て方などについてはだん／＼かわつてまいりましそうし、また特別會計に屬する諸案につきましても、現に御審議を願いつゝあることであります。これもいわば一つの特別會計によつてやつてゐる事業、一つの公企業として、一企業形態としての經理情勢が損益計算等が今までよりはもつとはつきりするようにならうといふような建前を講じておりますし、今後たゞいまお話のようない方向に向つて一層努力したい。これは非常に痛感している點でありますて、御指摘のところはきわめてごもつともと存しております。一層そういう方向にまいりますように努力をいたした

い。何分長い間戦争の最中にそれが最も堪能の者が應召いたしました。それから仕事の方は非常に増大したり、それに仕事の方は非常に増大してくるといふようなことから来る若干の遺憾な點がいたるところにおいて見られたのでございますけれども、これも今は既に秩序が回復いたしまして、漸次昔のような戦時中についたように仕事は殲るが馴れた人がないといううらやましいところから来る破綻といふものがもはや解消いたしましたと存じますしお話の再教育その他の點については私ども努力をいたしておりました。必ず御希望に副い得るかと存じて、いる次第であります。

○大谷委員長 それではこれより昭和二十年度第一預備金支出の件以下七件を一括議題といたしまして討論に付します。討論は通告順によりましてこれを許します。小篠君。

○小篠委員 自由黨並びに進歩黨を代表いたしまして、原案の通り承諾を求める件を承認いたしたいと存じます。

○大谷委員長 氏原君。

○氏原委員 日本社會黨は昭和二十年度第一預備金支出の件外七件に對しましては承諾を與るべきものであるということの意見を申し上げます。

○大谷委員長 増井君。

○増井委員 私は國民協同黨を代表いたしまして本案に全面的に賛意を表すものであります。

○大谷委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。各案とも原案に賛成の諸君は起立を願います。

○大谷委員長 起立總員、よつて各案はいずれも原案通り可決いたしました。本日はこれにて散會いたします。